

# 京都大学地球工学系・大学院地球環境学堂教授（環境調和型産業論分野担当） 公募要領

## 1. 公募人員

教授 1名

## 2. 任期制の有無

無し

## 3. 所属

京都大学大学院地球環境学堂 (<http://www.ges.kyoto-u.ac.jp/index.html>)

地球親和技術学廊 環境調和型産業論分野

## 4. 勤務地

京都大学大学院地球環境学堂

(〒606-8501 京都市左京区吉田本町 京都大学吉田キャンパス内)

## 5. 職務内容

地球環境学舎の学生（修士課程・博士課程・研究生）の教育・研究指導と地球環境学堂・学舎の運営に関わる業務，および工学部兼担教員（地球工学科）としての業務。

地球環境学舎では流域水環境管理論，新環境工学特論 I，環境リーダー論 A などを，工学部では水質学，上水道工学，下水道工学などを担当予定。

## 6. 専門分野

環境問題解決を目的とし，環境調和型産業のあり方を技術的な側面から考究する研究分野。とりわけ，先進工業国から発展途上国といった幅広い社会経済状況下において普遍的に発生しその対応が世界的課題となっている環境問題，例えば水環境・水供給問題に関する学問的解析と，それに対処するための技術に関する研究。

## 7. 選考方針

① 6項で示した専門分野で顕著な業績を持ち，さらに，この分野で研究を進めるための優れた研究能力，指導能力を有する者。

② 大学院地球環境学舎および工学部における教育と研究指導に優れた能力と意欲を有する者。

③ 教授としてふさわしい人格をもち，協調性を有する者。

## 8. 応募資格

博士の学位を有する者。

## 9. 応募期限

2020年10月9日（金） 必着

## 10. 採用予定日

2021年4月1日以降のなるべく早い時期

## 11. 試用期間

有り（6カ月）

## 12. 勤務形態

専門業務型裁量労働制（1日7時間45分相当）を適用する。

休日：土・日曜日，祝日，年末年始，創立記念日および夏季一斉休業日

## 13. 給与・手当

本学支給基準に基づき支給

## 14. 社会保険

文部科学省共済組合，厚生年金，雇用保険及び労災保険に加入

## 15. 応募書類

以下の書類を一つのPDFファイルにまとめ、下記に記載のアドレスへEメール添付等で提出してください。

- ① 履歴書：写真添付，住所・連絡先（電話番号・Eメールアドレスを含む）・学歴（高等学校卒業以降）・職歴・研究歴・学会活動等社会活動歴・資格・賞罰など記載のもの。
- ② 論文目録：査読のある学術論文・国際会議論文・総説・査読の無い論文・著書・特許に分類し，各論文等について著者名（全員掲載順）・論文名・学協会誌名・巻（号）・最初と最後のページ・発表年（西暦）を記載のもの。
- ③ 主要論文10編のPDFファイル
- ④ 現在までの研究内容とその成果（目録に記載の論文に対応させて記述。；A4判2ページ程度）。
- ⑤ 最近5年間における科学研究費などの競争的資金の獲得状況（資金の種類，研究課題名，代表・分担の別，分担の場合は研究代表者の氏名）。
- ⑥ 研究計画：着任後5年間程度で行う予定の研究計画（研究課題・研究目的・研究の準備状況・研究計画および方法など；A4判2ページ程度）
- ⑦ 教育に関する方針と抱負（A4判2ページ程度）
- ⑧ 応募者について意見を伺える方2名（氏名・所属・職名・連絡先・Eメールアドレス）

## 16. 面接

書類選考を行います。必要に応じ若干名の候補者に対し面接を行うことがあります。対面式

の面接を行う場合旅費や滞在費などは、応募者の自己負担とします。

#### 17. 応募書類提出先および問い合わせ先

〒606-8501 京都市左京区吉田本町  
京都大学大学院地球環境学堂  
環境調和型産業論分野教授選考委員会  
E メール [eisd-jinji@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp](mailto:eisd-jinji@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp)

Eメールの件名は、「環境調和型産業論分野教授応募書類(氏名)」とし、上記Eメールアドレスに送付してください。受け取りの通知をいたしますので、通知が無い場合はお問い合わせください。問い合わせはメールでお願いいたします。

#### 18. その他

提出していただいた書類は、採用審査にのみ使用します。正当な理由なく第三者への開示、譲渡および貸与することは一切ありません。

京都大学は男女共同参画を推進しています。多数の女性研究者の積極的な応募を期待します。

所属する教員組織は地球工学系となります。教育・研究上は、大学院地球環境学堂地球親和技術学廊に所属します。

京都大学では、すべてのキャンパスにおいて屋内での喫煙を禁止し、屋外では喫煙場所に指定された場所を除き、喫煙を禁止するなど、受動喫煙の防止を図っています。